

平成27年 第6回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成27年6月29日(水) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名
 - 1番 金崎 均 2番 水町 茂 3番 大西 準一
 - 5番 大福 裕子 6番 木浦 由子 7番 森 清一
 - 8番 永友 祥一 10番 永友 定己 11番 坂本 幸
 - 12番 宇治橋 俊美 13番 永友 清太 14番 渡瀬 俊弘会長 坂本 弘志
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - 第1 議席の決定について
 - 第2 農業委員担当区の決定について
 - 第3 議事録署名委員及び会議書記の指名
 - 第4 会期の決定(別記のとおり)
 - 第5 諸報告
 - 第6 議案第27号 農地移動適正化あっせん事業について
 - 第7 議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
 - 第8 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
 - 第9 議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それではただいまから平成27年第6回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは坂本会長、会の進行をお願いいたします。

[議長]

こんにちは。本日の委員13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法律第21条3項により総会は成立しております。

これより議事に入ります。まず日程第1の議席の決定について事務局より説明をお願いいたします。

[事務局]

別紙の議席の指定案をご覧ください。議席の決定についてご説明いたします。第5回総会にてご同意いただきました、森崎委員、加藤委員の辞任に伴い、新たに議席の決定を行うものであります。新たな議席につきましては今回、児湯農業協同組合推薦委員としてご就任いただきました大福委員に、森崎委員の議席でありました5番委員になっていただき、みやざき農業共済組合推薦委員としてご就任いただきました永友定己委員に、加藤委員の議席でありました10番委員になっていただき、その他の委員につきましては現在の委員議席でお願いいたしくご提案いたします。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

[議長]

ただいま、事務局より議席の決定について説明がありましたが、ご意見・ご質問はありませんか。【異議なしの声有り】
それでは事務局の説明について賛成の方の起立を求めます。起立全員と認めます。よって議席の決定については事務局の提案どおりといたします。

つづきまして日程第2の農業委員担当区の決定について事務局より説明をお願いいたします。

[事務局]

農業委員担当区域の決定についてをご覧ください。図面も一緒に添付してあるかと思えます。農業委員担当区の決定についてご説明いたします。第5回総会にてご同意いただきました、森崎委員、加藤委員の辞任に伴い、新たに農業委員担当区の決定を行うものであります。新たな農業委員担当区につきましては今回、児湯農業協同組合推薦委員としてご就任いただきました大福委員に、森崎委員の担当区でありました図面番号5番委員になっていただき、みやざき農業共済組合推薦委員としてご就任いただきました永友定己委員に、加藤委員の担当区でありました図面番号4番委員になっていただき、その他の委員につきましては現在の担当区でお願いいたしくご提案いたします。ご審議の程よろしくをお願いいたします

[議長]

ただいま事務局より農業委員担当区の決定について説明がありましたが、ご意見・ご質問はありませんか。【異議なしの声有り】

それでは事務局の説明について賛成の方の起立を求めます。起立全員と認めます。よって農業委員担当区の決定については事務局の提案どおりといたします。

つづきまして日程第3の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番 金崎均委員・2番 水町茂委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第4の「会期決定」については別記のとおり、本日6月29日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。よって会期は、本日6月29日の1日間と決しました。

議事日程第5の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

諸報告となります。2ページをお開きください。業務報告【6月】。1日月曜日、児湯農業改良普及事業推進協議会総会が行われました。会長が出席しております。5日金曜日、平成27年第2回高鍋町議会定例会開会となっております。会長、水町委員、鳥井が出席しております。9日火曜日、同じく平成27年第2回高鍋町議会定例会です。会長、水町委員、鳥井が出席しております。9日火曜日、全国農業新聞全国統一普及強調月間に伴う市町村巡回が行われております。会長、木浦委員、鳥井、佐野主査が出席しております。10日水曜日、平成27年第2回高鍋町議会定例会です。会長、水町委員、鳥井が出席しております。11日木曜日、第41回宮崎県農業者年金受給者協議会総会が行われております。会長が出席しております。12日金曜日、平成27年第2回高鍋町議会定例会が開催されました。会長、水町委員、鳥井が出席しております。15日月曜日、同じく平成27年第2回高鍋町議会定例会です。会長、水町委員、鳥井が出席しております。18日木曜日、同じく平成27年第2回高鍋町議会定例会です。会長、水町委員、鳥井が出席しております。22日月曜日、現地調査となっております。金崎委員、宇治橋委員、永友清太委員、鳥井、佐野主査が出席しております。22日月曜日、宮崎県農業会議第413回常任議員会議が開催されております。会長が出席しております。26日金曜日、新農業委員選任辞令交付式が行われております。永友定己委員、大福委員、

鳥井が出席しております。本日29日月曜日が農業委員会総会です。全委員、全職員が出席です。この後、高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会総会が行われます。全委員、全職員出席です。またその後にもう一つ会議があります。平成27年度第1回高鍋町農業経営改善等対策会議が行われます。これも全委員、全職員出席となります。

業務計画【7月】です。21日火曜日、宮崎県農業会議第414回常任委員会議です。会長が出席予定です。22日水曜日、現地調査の予定です。会長、水町委員、木浦委員、鳥井、佐野主査が出席予定です。23日木曜日、宮崎県防衛協会高鍋町支部定期総会が行われます。会長、鳥井が出席予定です。28日火曜日、農業委員会総会となります。全委員、全職員出席予定です。以上です。

本日お配りしております県進達経過報告書のほうをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。農地法5条申請、平成27年5月20日現地調査を行っております。譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は露天資材置場、露天作業場で問題ありません。県進達分におきましては以上ですが、5月27日農業委員会総会におきまして、保留となりました、譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○の建て売り分譲転用の件につきましては、まだ正式にいただいておりますが、申請人より取下げ願いが出されることとなっております。以上ご報告いたします。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。【質疑なし】
それでは質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

日程第6、議案第27号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3ページをお開きください。議案第27号「農地移動適正化あっせん事業について」

1番 平成27年6月23日 売渡の申出です。申請者 ○○ ○○ ○○
番地 ○○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 1,559 m² 他1筆。

2番 平成27年6月24日 売渡の申出です。申請者 ○○大字○○ ○
○番地 ○○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 3,748 m² 他3筆。この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】 それでは、あっせん委員の指名をいたします。

売渡申出	1番	担当委員	11番	坂本 幸	委員
		順番委員	7番	森 清一	委員
売渡申出	2番	担当委員	7番	森 清一	委員
		順番委員	8番	永友 祥一	委員

以上、よろしくお願ひいたします。

次に日程第7 議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8ページをお開きください。議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」でございます。

農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 654 m²。申請人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は農家住宅となっております。担当委員の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[3番]

説明いたします。この土地は、新山公民館から南に150mくらい行った所にある〇〇〇〇の隣の土地です。〇〇〇〇さんは、この土地はお父さんからの相続した土地であって、今までは勤めておられたのですが、農地も一緒に、約一町くらいですかね、相続ということで、今後、露地野菜を作ろうということだそうです。雨水については、下に一ッ瀬川の大きな排水路が流れておりますので、そちらのほうに流していくということだそうです。家がすぐそばに三件くらいありますので、別に問題はないのかなと思っております。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[1番]

説明いたします。6月22日に、私（金崎委員）と宇治橋委員と永友清太委員とで、局長と佐野主査の案内説明を受けて現地調査をしてまいりました。大西委員が言われたように、目の前に一ッ瀬の大きな水路もあって、周りよりも土地も低くて、周りにはほぼ影響はない状態だと判断いたしました。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、周辺農地の広がりから第1種農地と判断されますが「住宅その他の申請に係る土地の周辺の土地について居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」と判断できますので転用許可対象となります。

転用目的は農家住宅であり転用面積は654㎡となっております。

転用理由は高鍋町に適地を探していたところ、当該申請地が利便性と環境のよい土地であり適地と判断したため今回の申請に至っております。

雨水については周辺に流れ込まないように留意しブロック塀をつくり、汚水は合併浄化槽を設置することとなっております。

事業費は建築費用〇〇円となっており、金融機関の残高証明書が添付されており資金的には問題ないと考えます。

なお、一ツ瀬川土地改良区より申請地は地区外地につき、当土地改良区としては差し支えないと意見書が提出されております。

ただいま農振除外の手続き中ですが、転用申請につきましては申請を行っても差し支えないということで確認をとっているところでございます。以上であります。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第8 議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」でございます。13ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田 305㎡。所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。譲受人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は一般個人住宅となっております。担当の宇治橋委員よりご説明を願います。

[12番]

説明いたします。この現地の場所は、下町から上日置の方にあがる道の、西都線の信号がありますが、そこから約50mくらい下町の方に下がった所です。周りはほとんど宅地街ですが、〇〇〇〇さんの考えとして、周辺地がほとんど住宅化されて唯一残された田んぼでしたが、建設業者からの要望で工事の際に出る残土を積み上げておりました。十数年前程から土地売却の希望をしており、現在に至っていたということでございます。買い手の〇〇〇〇さんは〇〇に在住しておられますが、家族が、地元が〇〇だということで実家の近くでもあり、よい土地だということで住宅建築をしようということで申請しましたということでございます。よろしくお願いいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[13番]

報告いたします。22ページをご覧ください。写真が添付されているようです。ご覧のとおり、周囲にブロックが積んでありまして盛土をされて、その上に不動産屋の看板が建っている状況です。宇治橋委員の説明どおり、周囲に農地がありませんので転用は問題ないと思われませんが、ご覧のように事前着工のような状況ですので、その辺が気になったところです。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第2種住居地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象であります。

転用目的は一般住宅の建築であります。転用面積は305㎡となっております。転用理由は〇〇で実家が近くよい土地があったため今回の申請に至っております。

生活排水は前面道路の公共下水道へ接続し、雨水については前面道路側溝に放流することとなっております。

事業費は建築費〇〇円、土地取得費〇〇円、諸費用〇〇円、合計〇〇円となっております。金融機関の住宅ローンの保証内定通知が添付されており、資金的には問題ないと考えます。

また、先ほど永友（清）委員がおっしゃったように、住宅造成状態となっておりますので始末書が添付されておるところでございます。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか。

[2番]

今さっき説明がありましたけれども、埋立てしてあったということですね。それはいつごろからですか。だいぶ前ではないですか。これは何も問題なかったんですか。

[事務局]

私も通ったことがあります。田んぼの状態であるのを見たことがなかったもので、だいぶ昔からだったと思います。指導するべきところだったというふうに、事務局としても反省しているところではあります。

[2番]

私も選挙でまわった時、埋め立ててあったので、まさか、そこが農地だったとは思いませんでした。だいたいいつ頃からですか。

[事務局]

いつごろからとは、はっきりはわかりませんが、少なくとも10年くらいはたっているのではないかなと思います。

[12番]

数年前からこんな感じだと思います。

[3番]

隣の土地は、この家を造った時にしているらしいです。

[2番]

その時は何も問題はなかったのですか。

[事務局]

問題はあります。工事用の残土を入れた時点で問題が発生している状態です。

[2番]

指導はしたんですか。したんでしょうね。事務局長が違うから。

[事務局]

多分指導はなされてないんじゃないかなと思います。

[2番]

それは問題ですね。

[1番]

気付かなかったのではないですか。

[2番]

気付かないということはないと思います。

[14番]

始末書を添付すればいいところだなと思いますけど。それ以前の問題で、今から先、始末書で済めば、まかり通ってしまうと思うんですよね。

[事務局]

おっしゃるとおりです。

[2番]

当然気がついた時は、現状復帰しなくてははいけませんよね。埋めた時は、埋めた土を全部取って、田んぼにしなくてははいけませんよね。副会長が言われたように、始末書を書けばそれで済むんだというような雰囲気のような気がしますね。私も何回か、農業委員会にいますけども。全て、そういうのは始末書という形で出てきてますけど。

[事務局]

農業委員会としても調査不足だったということは反省するところがあると思います。気づいた場合は、水町委員がおっしゃったように、現状復旧ですかね、残土が置いてあったら、田んぼに復旧しなさいと指導するのが本来のあり方だというふうに考えますけれども。

[2番]

今後はないんですよね。

[事務局]

今後ないように農地パトロールもしておりますし、そういう場合があったら、

指導はしていかなければならないということです。

[2番]

わかりました。

[議長]

私としても、こういう状態に業者側が動く事が問題ですが、完全な宅地状態でという状況になってます。業者自体がそれなりに任せてやったということで、かなり悪質というのがあります。ただ、これを気が付かずそのままにしたという事が農業委員会としての落ち度ですから、これからも各地区の巡回を、何かある時には、転用がなされているのかも知れませんが、何かある時は、絶えず巡回して見てもらうとありがたいなと思います。

[事務局]

事務局にも農地相談員がいらっしゃいますけれども、皆さんもそれぞれ各地区担当でいらっしゃいますので、気付いた場合、事務局の方にも報告していただければ、一緒になって指導対応していきたいと思っておりますので、皆様の方も、パトロールの方をお願いいたします。

[議長]

他に何かありませんか。【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

以後、このような事がないようによろしくお願いいたします。

[事務局]

続きまして2番です。こちらは、今の土地の隣の土地です。

農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田 306㎡。所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は一般個人住宅となっております。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。今言われたように、ここは同じ普通の土地であったと思います。分筆して1番2番として、面積も1㎡くらい違うだけで全く一緒でございます。〇〇〇〇さんの方はそういうことでやっておられましたが、買い求め

られる方は、〇〇に住んでおられ、家族が増えて申請地がいい所だということで、この度申請しましたというところでございます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[13番]

報告します。同じく22ページの写真をご覧ください。右上の写真の手前側が当申請地になります。報告内容は先ほどと同じになります。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

説明は先ほどと同じような事になりますけれども。

申請地は、都市計画用途区域、第2種住居地に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象であります。

転用目的は一般住宅敷地であります。転用面積は306㎡となっております。転用理由は、家族が増え申請地に住宅が必要となったため、今回の申請に至っております。

家庭からの雑排水は前面道路の公共下水道へ接続し、雨水については前面道路側溝に放流することとなっております。

事業費は建築費〇〇円、土地取得費〇〇円、諸費用〇〇円、合計〇〇円となっております。金融機関の住宅ローン等審査結果通知書、自己資金として預金通帳の写しが添付されており、資金的には問題ないと考えます。

また、こちらの方も、宅地造成状態となっているため始末書が提出されておるところです。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか。

これも先ほどと同じく、かなり悪質な転用違反ということですのでけれども、一応そういうことを記録に残しておきたいと思えます。【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑 39 m²。所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は駐機場となっております。担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[3番]

説明いたします。この土地は、24ページにあるように、〇〇の少し南側にある土地です。この土地は、〇〇〇〇さんは〇〇を営んでおりまして、田んぼと畑を少し作っておられて駐機場が作りたいということで今回申請になった状態です。この土地は、現在はこの〇〇〇〇さんという方が、前から家を作って、もう危ない状態になっていたのもので、〇〇〇〇さんがこれを買ってトラクター等の倉庫を作りたいということだそうです。雨水についてはすぐそばに側溝がありますので、それに流れ込むようにしていきたいと。すぐそばに畑があるんですけど、この畑には別に、これだけの面積では問題はなかろうかなと思っております。現在はもう〇〇〇〇さんが家を作られていたスレートがまだ、散らばった様な状態であります。道路沿いでもあるし、〇〇〇〇さんが田んぼなどを作る機械置場が欲しいということだそうですので、別に問題はないのかなと思っております。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[12番]

今、大西委員から説明があった通りでございますが、つい最近まで4、50年前ごろから倉庫が建っていました。今はもう解体されて何もありませんでした。今言われたとおり周りは、住宅、畑、道路に接して排水溝もあり、周りに影響する事はないと思っておりますので、問題ないと思っております。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、準工業地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象

であります。

転用目的は駐機場であります。転用面積は39㎡となっております。

転用理由は近隣で親戚関係のある譲渡人より当該土地の贈与の申し出があり、自宅の駐機場が手狭になったため贈与を受け駐機場として利用したく、申請に至ったものでございます。

雨水については町道側溝へ放流し、近隣の土地、作物等に被害が及ばないよう細心の注意を払い利用し、被害が生じた場合は責任をもって対応するとなっております。

事業費は建築資材として〇〇円となっております。金融機関の残高証明書が添付されており、資金的には問題ないと考えます。以上でございます。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第9 議案第30号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

27 ページをお開きください。議案第30号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」です。所有権移転です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、畑 200㎡。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

説明します。申請地は、羽根田地区の認定農家である〇〇〇〇さんの家の裏側の畑でございます。所有者の〇〇〇〇さんは、定年退職後長年にわたってこの土地を、耕作をされておりましたけれども、高齢になったということで、これからは無理が利かなくなるということで、その前に手放そうと考えて、〇〇〇〇さんに相談したところ、快く承諾をもらって今回の申請になったそうです。隣接の畑も〇〇〇〇さんの持ち物でありますので、問題はないかと思えます。価格は、200㎡で〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,132 m²。所有権を移転する者 宮崎市恒久一丁目7番地14 公益社団法人宮崎県農業振興公社。所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いします。

[12番]

説明いたします。この畑は上永谷になるんですが、上永谷から上日置に行く途中の坂で、坂を上がったところに、〇〇〇〇さんがハウスと養鶏場を持っておられます。その周りの土地だそうです。面積が1,132 m²、全部で〇〇円となっております。よろしくをお願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わります。これをもちまして、平成27年第5回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(15時00分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 1 番

署名委員 2 番